

観光学部 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

1. AO入試の目的

我が国の国家使命である観光関連産業・政策のリーダーや、新たな産業分野として観光産業を確立できる人材を育成する上で、真に観光学への関心・意欲が高く、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に適合するとともに、入学後の学修に必要な学力・資質を兼ね備える、より一層適切な人材を受け入れます。

2. 観光学部の教育目的

21世紀は「観光の時代」。観光は、世界のあらゆる国や地域で最も有望な成長分野として注目されています。日本においても、観光は戦略産業と位置づけられ、官民一体での「観光立国」実現に向けた政策や取組が加速するなか、観光産業や行政の現場と密接に連携しながら、新しい観光学の創造および観光を支えるに相応しい豊かな教養と専門性、さらにはグローバル時代に対応したハイレベルな国際的・学際的視点を有する観光人材の輩出がますます期待されています。

そこで本学部は、今日の観光を支えるにふさわしい専門性、幅広い教養、日本文化に対する理解と知識、ITスキル、そして高度な外国語運用能力を兼ね備えた人材の育成を目的とします。観光学の学問体系の全体像として「観光経営」「地域再生」「観光文化」の3つの基本領域を総合的に学ぶとともに、いずれかの領域に専門性を発揮できるようになること、そうした専門性を実践的な諸課題に応用できる包括的対応力（ジェネリックスキル）を獲得することが目標となります。さらに、異文化コミュニケーション力を高め、グローバル化した社会状況への高度な対応力を涵養することや、地域の諸課題に取り組む実践型教育をとおして、オンサイトでの創造的実践力を身につけることを目指します。

○入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ①学問への探究心にあふれ、課題解決のために論理的に思考できる人
- ②明確な目的意識を持ち、新しいことに積極的に挑戦できる人
- ③高いコミュニケーション能力を持ち、リーダーシップを発揮できる人
- ④観光に関連する組織体の経営問題に関心がある人
- ⑤観光を通じた地域再生の問題に関心がある人
- ⑥国際的な交流や、国内外の様々な地域の文化に関心がある人
- ⑦インターンシップやフィールド調査などの学外実習に意欲的に取り組むことのできる人
- ⑧大学で修得した知識を活用して社会で活躍したい人

平成29年度 和歌山大学観光学部

アドミッション・オフィス入試（AO入試）学生募集要項

本学部では、個別学力検査および大学入試センター試験を免除し、面接およびプレゼンテーション並びに出願書類を資料として判定するアドミッション・オフィス入試を実施します。

1. 募集人員

3名

※合格者（入学手続者）が募集人員に満たない場合には、その差の募集人員を前期日程の募集人員に含めて募集します。

2. 出願資格

以下の(1)~(4)のすべての要件を満たす者。

(1)次の①から④のいずれかの要件を満たす者。

①高等学校（中等教育学校の後期課程を含みます。）を平成28年3月に卒業した者および平成29年3月に卒業見込みの者。

※卒業見込みの者には、学校長の出願承諾書の提出を求めます。

②通常の課程による12年の学校教育を平成28年3月以降修了した者および平成29年3月に修了見込みの者。

③専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り、）で文部科学大臣が別に指定するものを平成28年3月に修了した者および平成29年3月に修了見込みの者。（かつ、文部科学大臣が別に定める日以降であること。）

※修了見込みの者には、学校長の出願承諾書の提出を求めます。

④高等学校卒業程度認定試験合格者および平成29年3月31日までに合格見込みの者で、平成29年4月1日に年齢満18歳又は満19歳の者。

(2)上記(1)①で出願する場合には、調査書の「学習成績概評」がB段階（全体の評定平均値3.5）以上の者。（出願時直前の学期までの成績によります。）

(3)次のいずれかの成績を修めた者

| | |
|---|--------|
| ・財団法人日本英語検定協会実用英語検定 | 2級以上合格 |
| ・TOEIC（団体特別受験制度（TOEIC IP）により受験した成績は認めません。） | 500点以上 |
| ・TOEFL iBT | 52点以上 |
| ・TOEFL PBT（団体特別受験制度（TOEFL ITP）により受験した成績は認めません。） | 470点以上 |
| ・GTEC for STUDENTS | 500点以上 |
| ・GTEC CBT | 730点以上 |

(4)受験することを確約でき、合格した場合には入学することを確約できる者。

3. 出願手続

(1)出願期間

平成28年 8 月 1 日(月)～平成28年 8 月 4 日(木) (必着)

(2)出願方法

出願書類等を一括して、和歌山大学学務課学務第四係（〒640-8510 和歌山市栄谷930番地）あてに「速達・書留」郵便にて送付してください。持参による出願は、締切最終日に限り、9時00分～16時00分まで（12時00分～13時00分を除く）、学務課学務第四係で受け付けます。

(3)出願書類等

| 提出書類および入学検定料 | | |
|--------------|--------------------|---|
| ① | 入 学 願 書 | 本学部所定の用紙 |
| ② | 志 願 書 | 本学部所定の用紙に本人が自筆してください。 |
| ③ | 出 願 承 諾 書 | 本学部所定の用紙（卒業見込みの者等，該当者のみ） |
| ④ | 調 査 書 等 | ①高等学校（中等教育学校の後期課程を含みます。）を卒業した者，または卒業見込みの者は，出身学校長が文部科学省所定の様式により作成し，厳封したものを提出してください。 ②高等専門学校第3学年修了者については，出身学校において文部科学省所定の調査書に準じて作成した書類をもって調査書に代えることができます。 ③文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程を修了した者は，成績証明書をもって調査書に代えることができます。 ④高等学校卒業程度認定試験合格者は，合格成績証明書をもって調査書に代えることができます。ただし，高等学校等において科目を修得したことにより受験科目を一部免除された場合は，その免除された科目の高等学校等の調査書または成績証明書を添えてください。 |
| ⑤ | 受 験 票 ・ 写 真 票 | 本学部所定の用紙 |
| ⑥ | 入 学 検 定 料 | 17,000円 以下の納入方法のうち，いずれかの方法で納入してください。 （注）出願書類受理後は入学検定料の返還はできません。 ただし，第1次選考の不合格者には，入学検定料のうち，本学が定める返還額について，本学の定める方法により返還します。 |
| | 金 融 機 関 | 所定用紙「振込依頼書」により金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口で振込により納入し，受領した「振込金受付証明書（C票）」（※取扱金融機関の収納印がないものは無効ですので必ず確認してください。）を「入学願書」の所定欄に貼付して提出してください。 |
| | コ ン ビ ニ エ ンス ス ト ア | 「セブン-イレブン」，「サークルK・サンクス」，「ローソン」，「ミニストップ」，「ファミリーマート」のいずれかのコンビニエンスストアから払い込んでください。 （上記以外のコンビニエンスストアからは払い込みできません。） 払込方法の詳細は，「コンビニエンスストアでの検定料払込方法」P13を参照してください。 「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取って「入学願書」の所定欄に貼付して提出してください。 なお，払込期間が次のとおり決まっていますので，ご注意ください。 |
| | 払込期間 | 平成28年 7 月15日(金)午前 0 時～ 平成28年 8 月 4 日(木)午後 3 時 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| ⑦ | 「AO入試受験票在中」 封筒 | 本学部所定の封筒。志願者あてに郵送しますので、志願者の郵便番号・住所・氏名を記入し、450円切手を貼付したものを提出してください。 |
| ⑧ | 「入試結果通知書在中」 封筒（2枚） | 本学部所定の封筒で、2枚あります。志願者あてに郵送しますので、志願者の郵便番号・住所・氏名を2枚ともに明記してください。（切手不要） |
| ⑨ | あて名票 | 本学部所定の用紙。 入試結果通知書・入学手続案内等を送付しますので、志願者の住所・氏名・郵便番号を明記してください。 |
| ⑩ | 成績票 (スコア) | 2. 出願資格(3)の合格証明書、成績票（スコア）等の原本（コピーは不可）。受験票を送付する際に返送します。 |

(4)受験票の送付

受験票は、大学において受験番号を決定の上、志願者あてに郵送します。

(5)出願に関する注意事項

- ①出願書類に次のような不備があるものは受理しません。
 - (ア)入学願書に記入漏れ、誤記のあるもの。
 - (イ)入学願書に「振込金受入証明書（C票）」が貼付されていないもの。
- ②提出された出願書類等の記載内容の変更は認めません。
- ③提出した出願書類等に虚偽の申告があった場合は、入学後であっても入学を取り消すことがあります。
- ④提出した出願書類は、いかなる理由があっても返還しません。
- ⑤合格通知場所を変更したときは、直ちに届け出てください。

4. 障害を有する入学志願者の事前相談

障害を有する入学志願者（学校教育法施行令第22条の3に定める身体障害の程度）で、受験および修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願の前にその旨を申し出てください。

(1)出願後に不慮の事故等により身体等に障害を有することとなった場合には、その旨申し出てください。

(2)申出方法

申請書（健康診断書等必要書類添付）を提出し、必要な場合は本学において、志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行います。

(3)申出先

〒640-8510 和歌山市栄谷930番地
和歌山大学 学務課学務第四係
Tel：073-457-8542

5. 選 抜 方 法

面接およびプレゼンテーション並びに志願書・調査書等により、観光学への関心・意欲、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）適合性および学力を総合して判定します。

①第1次選考

志願書および調査書等により選考を行い、合格者を決定します。

第1次選考の合格者数は、募集人員の3倍程度とします。

| | |
|------|------|
| 書類選考 | 100点 |
|------|------|

②第2次選考（9月17日(出)）

第1次選考に合格した者に対して、本学が行う模擬講義と提出書類を基に面接を行い、合格者を決定します。

| | |
|----|------|
| 面接 | 100点 |
|----|------|

③第3次選考（10月23日(日)）

第2次選考に合格した者に対して、プレゼンテーション（事前に設定したテーマについて、資料等を準備のうえ説明してもらいます。資料等と説明の内容に基づき質疑応答を行います。）を課し、その結果により最終合格者を決定します。

| | |
|-----------|------|
| プレゼンテーション | 100点 |
|-----------|------|

6. 合格者の発表

(1)第1次選考結果 9月7日(水)までに郵送により全員に通知します。

(2)第2次選考結果 9月28日(水)までに郵送により全員に通知します。

(3)第3次選考結果 10月28日(金)午前10時に合格者の受験番号を観光学部棟前掲示板に掲示します。

※最終合格者には、合格通知書および入学手続案内等を郵便で送付します。なお、電話による可否の問い合わせには一切応じられません。

7. AO入試に合格しなかった場合について

(1)本学部のAO入試で不合格となった場合は、本学および他の国公立大学・学部の一般入試を受験することができます。

なお、本学の一般入試を受験する場合は、別途「平成29年度和歌山大学一般入試学生募集要項」を取り寄せ、それにより出願手続きを行ってください。

(2)本学部のAO入試で不合格となった場合は、本学部の推薦入試を受験することができます。受験を希望する場合は、別途「平成29年度和歌山大学観光学部推薦入試学生募集要項」を取り寄せ、それにより出願手続きを行ってください。

8. 入学手続

合格者は、下記の日程により入学手続をしてください。(郵送も可)

(1)入学手続期日

平成29年2月14日(火) 9時30分～17時00分

※但し、やむを得ない理由により上記期間に手続ができない場合には、2月14日(火)17時00分までに和歌山大学入試課(073-457-7116)に電話連絡があった者について、2月15日(水)正午まで受け付けます。

(2)入学手続場所

和歌山大学(和歌山市栄谷930番地)

(3)入学手続に必要なもの

| | | |
|---|-----------|--|
| ① | 入 学 料 | 282,000円 (注) 入学料は本学所定の振込依頼書により、入学手続時までに納入してください。これについては、合格者に送付する「入学手続案内」で納入方法の詳細をお知らせします。 |
| ② | 授 業 料 | 前期分 267,900円 (年額 535,800円) (注) 「入学手続案内」で、納入方法の詳細をお知らせします。 |
| ③ | 受 験 票 | 本学の受験票 |
| ④ | 合 格 通 知 書 | 本学より送付したもの |

※これらは、入学手続時に必要としますので、忘れないよう十分注意してください。

上記記載の金額は、平成28年度のものであります。

平成29年度入学者の納付金額については決定次第別途お知らせします。

(4)入学手続に関する注意事項

AO入試合格者の以降の手続の取り方により、次のとおりとなります。

①「入学手続を完了した者」

→本学および他の国公立大学・学部の個別学力検査等を受験しても入学許可は得られません。

②「入学手続きを完了しない者」

→本学部のAO入試合格者としての権利を消失します。

また、本学および他の国公立大学・学部の個別学力検査等を受験しても入学許可は得られません。注意してください。

③『「特別の事情」がある場合に限り、2月14日(火)17時00分までに本人、保護者が連署・捺印した「AO入試辞退願」を提出し、入学辞退が許可された場合』

→国公立大学・学部の個別学力検査等を受験することができます。

※なお、入学辞退が許可されない場合、国公立大学・学部の個別学力検査を受験しても入学許可は得られません。

9. 受験者心得

- (1)受験票は必ず携行し、本学係員の請求があれば提示するようにしてください。
- (2)受験票の裏面に受験上の注意を記載していますので必ず読んでおいてください。

10. その他の注意事項

- (1)提出書類に不備があるときは、受け付けないで返却することがあるので、十分点検の上、提出してください。
- (2)提出書類は正確に記入してください。記入事項に偽りがあったときは、入学後でも入学許可を取り消すことがあります。
- (3)合格通知場所を変更したときは、直ちに届けてください。
- (4)出願時のデータや、試験実施結果、入学手続きの状況等の個人データを入試に関する調査・研究のために利用することがありますので、予めご了承願います。なお、これらの個人データを利用する場合も、個人を特定する内容の資料や個人を特定できる資料を作成することはありません。

11. 入試情報開示

- (1)志願者数、受験者数、合格者数、入学者数はホームページ等で開示します。
<http://www.wakayama-u.ac.jp>
- (2)試験成績と調査書は、受験者本人からの請求により、以下のとおり開示します。試験成績については、遠隔地等の場合、郵送も可能ですが、調査書については、閲覧のみとします。
 - ①開示時期：平成29年5月から6月の2ヶ月間。月曜日から水曜日の9時～17時。
 - ②開示内容：試験成績は得点を開示します。調査書は成績評価および出欠の記録のみを開示します。
 - ③必要書類：本学の受験票等
 - ④開示場所：和歌山大学学務課学務第四係
 - ⑤入試情報の開示については、下記にお問い合わせください。

記

〒640-8510 和歌山市栄谷930番地

和歌山大学入試課

Tel：073-457-7116

12. 学生募集要項および出願書類の請求について

- (1)観光学部アドミッション・オフィス入試（AO入試）学生募集要項は、下記あてに請求してください。郵送を望む場合は、封筒の表に「観光学部アドミッション・オフィス入試願書請求」と、朱書きし、返信用封筒〔24cm×33cm（角形2号）〕、請求者の郵便番号、住所、氏名および朱書きで「ゆうメール」と明記〕に郵便切手215円を貼付したものを同封してください。
- (2)一般入試の学生募集要項および出願書類は、下記あてに請求してください。郵送を望む場合は、封筒の表に「一般入試入学願書請求」と朱書きし、返信用封筒〔24cm×33cm（角形2号）〕、請求者の郵便番号、住所、氏名および朱書きで「ゆうメール」と明記〕に郵便切手300円を貼付したものを同封してください。
- (3)観光学部推薦入試学生募集要項および出願書類は、下記あてに請求してください。郵送を望む場合は、封筒の表に「観光学部推薦入試願書請求」と朱書きし、返信用封筒〔24cm×33cm（角形2号）〕、請求者の郵便番号、住所、氏名および朱書きで「ゆうメール」と明記〕に郵便切手215円を貼付したものを同封してください。

記

〒640-8510 和歌山市栄谷930番地
和歌山大学入試課
Tel：073-457-7116

- (4)入学試験に関しては、下記にお問い合わせください。

記

〒640-8510 和歌山市栄谷930番地
和歌山大学学務課学務第四係
Tel：073-457-8542

13. 入学前学習

合格者には、入学までの間、本学から学習課題を課します。

観光学部の紹介

21世紀は「観光の時代」。世界のあらゆる国や地域で最も有望な成長分野として注目されるのが観光です。日本においても観光は戦略産業と位置づけられ、官民一体での「観光立国」実現に向けた政策や取組が加速するなか、観光産業や行政の現場と密接に連携しながら、新しい観光学の創造および観光を支えるに相応しい豊かな教養と専門性、さらにはグローバル時代に対応したハイレベルな国際的・学際的視点を有する観光人材の輩出がますます期待されています。和歌山大学観光学部は、観光教育研究における日本の、そしてアジアの拠点として、これらの人材養成に応えるべくさらに進化します。

観光学部の特色

- ①観光学は人間の生活・文化に関わるあらゆる分野を総合した学問であることから、人文・社会科学から自然科学までの幅広い分野を融合的・横断的に学ぶことのできる充実したカリキュラムを用意しています。
- ②最先端の観光理論を学ぶことはもちろん、教員と学生が自治体と連携して地域課題の解決に取り組むプログラムや海外の連携大学等と共同で取り組むエリアスタディ等の機会を通じて、社会の各方面から即戦力として期待される実践力が身につきます。
- ③ハイレベルな観光人材に相応しい教養の醸成を重視し「観光プロデュース論」「日本文化演習」などユニークな実践科目を配置するほか、グローバル・プログラムの導入を通じて国際化時代における言語面でのバリアフリー化を進めます。

学生生活

1. 入学時の諸経費

入学当初には、入学料、授業料以外に100,000円程度の諸経費（後援会等諸会費、研修・実習経費等）が必要です。金額・内訳については、後日、入学手続案内にてお知らせします。

2. 入学料免除の制度

本学では、次の要件のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、入学料の全額または半額を免除する制度があります。

- ①入学前一年以内において本人の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡した場合
- ②入学前一年以内において本人若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合

3. 入学料徴収猶予の制度

本学では、次の要件のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、平成29年7月末日（入学年度の7月末日が日曜日にあたる時は前々日まで、土曜日にあたる時は前日まで）を限度として入学料の納入を猶予する制度があります。

- ①入学前一年以内において本人の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡した場合
- ②入学前一年以内において本人若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合
- ③経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

4. 授業料免除の制度

本学では、次の要件のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額または半額を免除する制度があります。

- ①入学前一年以内において本人の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡した場合
- ②入学前一年以内において本人若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合
- ③経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

5. 奨学金

(1) 日本学生支援機構の奨学金

(申込資格)

学業・人物ともに優秀で経済的理由により修業に困難があると認められる者。

(奨学生の決定)

本学が人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、日本学生支援機構に推薦します。その後同機構で審査のうえ、採用を決定します。基準を満たしていても、予算の関係で採用されない場合があります。

(奨学金の種類)

<第一種奨学金(無利子)> ……貸与月額 自宅通学 30,000円, 45,000円から選択

自宅外通学 30,000円, 51,000円から選択
〈第二種奨学金(有利子)〉 ……貸与月額 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円,
120,000円から選択

(注) 貸与月額については、平成27年度実績であり変更されることがあります。

(2) 地方公共団体等の奨学金

日本学生支援機構の奨学金の他に、地方公共団体や各種団体等が扱っている育英奨学金制度があります。これらの募集のほとんどが4～5月に集中しています。その他、大学に直接募集のないものもありますので、各自、各団体や出身の都道府県に問い合わせるようにしてください。

(3) 家計急変奨学金

本学には、学資負担者の家計急変（失職、破産、倒産、病気、死亡もしくは地震・風水害の被害等）により修学を継続することが経済的に困難となった学生で、他の経済的支援が受けられない学生に対し、学費・生活費を援助することを目的とした奨学金制度があります。無利子・貸与制で、一時金10万円、20万円、30万円から申請者が選択の上、年度を通じて臨時に申請することができます。申請後は、審査の上、採用を決定します。

6. 学生傷害保険等

(1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学研災は、学生が正課中、学校行事中、通学中、大学施設内にいる間及び課外活動中等に不慮の事故にあい、傷害を受けたり、あるいはそれらが原因で後遺障害を負ったり、死亡した場合に、当該学生やその家族に保険金が支払われる全国的規模の補償制度です。

(注) 本学が学生全員の学研災の保険料を負担し、一括加入していますので、個々に加入する必要はありません。

(2) 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）【任意加入】

学研賠は、学研災に加えて任意に加入できる保険で、日本国内外において、学生が正課中、学校行事中、課外活動中（注1）及びその往復等で、他人にけがを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより生ずる法律上の損害賠償を保証する制度です。

(注1) この保険での「課外活動」とは、大学の規則にのっとりした所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。**これ以外のクラブ活動中の事故は保険金支払いの対象とはなりません。**ただし、正課または学校行事に合わせてその日のクラブ活動(大学が禁じているもの等は除きます。)に参加する場合、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路及び方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含みます。

(3) 学研災付帯学生生活総合保険（学総）【任意加入】

学総は、学研災及び学研賠では補償が不足すると思われる場合に、学研災に加えて任意に加入できる保険で、学研災や学研賠では補償されない病気や日常生活でのケガ等についても補償されます。この保険に加入すれば、賠償責任を負った場合の補償を含んでいるため、学研賠に加入する必要はありません。

7. 学生寮

本学には、次のとおり学生寮が設置されています。

| 区 分 | 所 在 地 | 定 員 | 1 室定員 | 新入生入寮 可 能 人 員 | 備 考 |
|---------|-----------------------|------|-------|------------------|------------------|
| 学生寮(男子) | 和歌山市栄谷930番地 (大学構内) | 120人 | 1 人 | 約30人 | 鉄筋コンクリート 5 階建 |
| 学生寮(女子) | | 50人 | 1 人 | 約10人 | |

寄宿料は、月額4,300円となっています。なお、寄宿料は、和歌山大学学生寮管理運営規則の改正により変更することがあります。

寄宿料以外に、寮生活に伴う電気代、ガス代、水道料等の負担があります。

8. 下宿・アパート

市街地及び大学周辺のアパート・マンション等の斡旋は、和歌山大学消費生活協同組合(073-456-4155)で行っていますので、各自問い合わせてください。なお、平均的な物件の家賃は月額35,000円です。